

国税徴収法 解答速報・解説

試験日：令和 8 年 8 月 6 日（本試験問題 Z-76-H）

※ 本資料は当社独自の見解に基づく速報版の解答・解説であり、国税審議会等による公式の模範解答ではありません。内容は今後の検討により変更となる場合があります。

出題の全体像

第一問は、徴収職員の質問及び検査（徴収法 141 条）と、納税の猶予・換価の猶予・滞納処分の停止と差押解除との関係を問う理論問題、及び法定納期限等の意義と相続をからめた国税と抵当権の優先劣後を問う事例問題という構成でした。

第二問は、**第二次納税義務の総合事例問題**であり、無限責任社員（徴収法 33 条）、無償又は著しい低額譲渡の譲受人（同 39 条）、清算人等（同 34 条）の 3 つの第二次納税義務を、時系列に沿って正確にあてはめる力が試されました。いずれも第二次納税義務の基本条文ですが、退社した社員の取扱い、現存利益の計算、債権放棄の取扱いなど、細部で差がつく出題です。

解答一覧（結論サマリー）

難易度の目安：○＝確実に得点したい △＝合否に差がつく ×＝得点が難しい

出題箇所	論点・結論	難易度
第一問 問 1(1)	徴収職員の質問・検査・提示又は提出の要求（徴収法 141 条）の内容説明	○
第一問 問 1(2)	納税の猶予＝申請により差押解除「できる」／換価の猶予＝事業継続・生活維持困難のおそれがあるとき差押えを猶予・解除「できる」／滞納処分の停止（生活窮迫）＝差押えを解除「しなければならない」	○
第一問 問 2(1)	法定納期限等＝国税と担保権付債権等との優劣判定の基準時（原則：法定納期限、修正申告分はその提出日等）	○
第一問 問 2(2)	申告所得税①：200 万円（甲不動産から 200 万円） 申告所得税②：	△

	100 万円（乙不動産から 100 万円）	
第二問 問 1	E に対し徴収法 33 条により滞納国税 450 万円の全額（無限責任）、I に対し同 39 条により 235 万円を限度に追及可。退社した F には追及不可	△
第二問 問 2	徴収法 34 条により、E=20 万円、G=清算人として 60 万円かつ分配を受けた者として 15 万円、H=25 万円を限度に追及可（債権放棄 10 万円は実質的な残余財産の引渡しに含める）	△

〔第一問〕 解答（40 点）

■ 問 1(1) 徴収職員の質問及び検査について（答案用紙：16 行）

【解答】

1 質問及び検査

徴収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる者に質問し、その者の財産に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を検査し、又は当該財産に関する帳簿書類の提示若しくは提出を求めることができる。

(1) 滞納者

(2) 滞納者の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者

(3) 滞納者に対し債権若しくは債務があり、又は滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者

(4) 滞納者が株主又は出資者である法人

2 権限の性質等

徴収職員は、質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。また、これらの権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

なお、徴収職員の質問に対して答弁をせず、若しくは偽りの陳述をした者、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者、又は偽りの記載をした帳簿書類の提示等をした者は、罰則の適用を受ける。

■ 問 1(2) 納税の猶予・換価の猶予・滞納処分の停止と財産の差押解除との関係（各 6 行）

【解答】（納税の猶予との関係）

税務署長等は、納税の猶予をした場合には、その猶予期間内は、猶予に係る国税につき、新たに督促及び滞納処分（交付要求を除く。）をすることができない。

この場合において、その猶予に係る国税につき既に差し押さえた財産があるときは、税務署長等は、猶予を受けた者の**申請に基づき**、その差押えを**解除することができる**（任意的解除）。

【解答】（換価の猶予との関係）

税務署長は、換価の猶予（職権によるもの及び申請によるもの）をする場合において、必要があると認めるときは、差押えにより滞納者の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産の差押えを猶予し、又は**解除することができる**（任意的解除）。

すなわち、換価の猶予においては、事業の継続又は生活の維持の観点から必要と認められる場合に限り、税務署長の判断で差押解除ができることとされている。

【解答】（滞納処分の停止との関係）

税務署長は、滞納者につき、滞納処分の執行及び租税条約等の規定に基づく共助対象国税に関する徴収の共助の要請による徴収をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるときに該当する事由により滞納処分の執行を停止した場合には、その停止に係る国税につき差し押さえた財産の差押えを**解除しなければならない**（必要的解除）。

■ 問 2(1) 「法定納期限等」の意義（答案用紙：4 行）

【解答】

法定納期限等とは、**国税と抵当権等により担保される債権その他の私債権との優先劣後を判定する基準となる時期**をいい、原則として国税の法定納期限をいうが、法定納期限後にその納付すべき税額が確定した国税については、その確定した日（修正申告分についてはその修正申告書の提出日、更正・決定分についてはその通知書を発した日等）をいう。これは、第三者が国税の存在を予測し得る時期を基準として、国税債権と私債権との調整を図る趣旨によるものである。

■ 問 2(2) 甲不動産・乙不動産から徴収することができる金額

【解答】（結論）

申告所得税①：**200 万円**（甲不動産から 200 万円、乙不動産から徴収できる金額はない）

申告所得税②：**100 万円**（乙不動産から 100 万円、甲不動産から徴収できる金額はない）

【解答】（理由）（答案用紙：17 行＋続き 22 行）

1 納付義務の承継

B は令和 7 年 11 月 1 日に死亡し、その相続人は A のみであり、A は単純承認をしている。したがって、A は、相続により、B に課されるべき、又は B が納付すべき国税である申告所得税②（400 万

円)を納める義務を承継する。これにより、X 税務署長は、申告所得税①及び②のいずれについても、A の固有財産である甲不動産及び A が相続により取得した乙不動産から徴収することができる。なお、乙不動産につき令和 7 年 7 月 1 日にされた申告所得税②に係る差押えの効力は、B の死亡後も失われない。

2 法定納期限等

申告所得税①は修正申告分であるから、その法定納期限等は修正申告書の提出日である令和 6 年 9 月 12 日となる。申告所得税②は法定納期限内に確定申告書が提出されたものであるから、その法定納期限等は法定納期限である令和 7 年 3 月 15 日となる。

3 甲不動産（評価額 500 万円）からの徴収

C の抵当権（被担保債権額 300 万円）は令和 5 年 8 月 1 日に設定されており、申告所得税①の法定納期限等（令和 6 年 9 月 12 日）及び②の法定納期限等（令和 7 年 3 月 15 日）のいずれよりも前に設定されているから、その被担保債権 300 万円は両税に優先する。

残額 200 万円については、申告所得税①に係る差押え（令和 7 年 5 月 1 日）が先行しており、②が甲不動産から徴収を受けるには交付要求（参加差押え）によることとなるから、**差押先着手による国税の優先**により①が②に優先する。

∴ 甲不動産からは、申告所得税①につき **500 万円 - 300 万円 = 200 万円** を徴収することができ、②を徴収することはできない。

4 乙不動産（評価額 300 万円）からの徴収

D の抵当権（被担保債権額 200 万円）は令和 6 年 10 月 1 日に設定されており、申告所得税②の法定納期限等（令和 7 年 3 月 15 日）前の設定であるから、その被担保債権 200 万円は②に優先する。

申告所得税①については、その法定納期限等（令和 6 年 9 月 12 日）は D の抵当権の設定（令和 6 年 10 月 1 日）より前であるが、A は、D の抵当権が設定されている乙不動産を相続（包括承継）により **譲り受けた者に当たる** から、①は、D の抵当権により担保される債権に次いで徴収することとなる。

残額 100 万円については、申告所得税②に係る差押え（令和 7 年 7 月 1 日）が先行しているから、差押先着手により②が①に優先する。

∴ 乙不動産からは、申告所得税②につき **300 万円 - 200 万円 = 100 万円** を徴収することができ、①を徴収することはできない。

〔第二問〕 解答（60 点）

■ 問 1 第二次納税義務による徴収方途及び徴収できる範囲（徴収法 33 条・39 条）

【解答】

1 徴収不足の要件

Z 社は、令和 8 年 1 月現在、国税①150 万円及び国税②300 万円（合計 450 万円）を滞納している。丙土地の売却以降、現在に至るまで滞納国税を全額徴収できるような財産の取得は認められないから、Z 社の財産につき滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められる。

2 無限責任社員の第二次納税義務

合名会社又は合資会社が国税を滞納した場合において、その財産につき滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、その社員（合資会社にあつては、無限責任社員）は、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負う。

Z 社は合資会社であり、E は現に無限責任社員であるから、E は、滞納国税①及び②の**全額（450 万円のうち Z 社から徴収不足となる額）**について、**金額の限度なく**第二次納税義務を負う。

これに対し、F は令和 6 年 5 月 15 日付で Z 社を退社しており、第二次納税義務を負う無限責任社員に該当するかどうかは**納付通知書を発する時の現況による**から、既に社員でない F に対して第二次納税義務を追及することはできない。また、G 及び H は有限責任社員であるから、この第二次納税義務を負わない。

3 無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務

滞納者の国税につき滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められる場合において、その不足すると認められることが、当該国税の法定納期限の 1 年前の日以後に、滞納者が行った無償又は著しく低い額の対価による譲渡等の処分に基因すると認められるときは、これらの処分により権利を取得した者は、第二次納税義務を負う。

Z 社は、令和 7 年 4 月 15 日、価額 300 万円の丙土地を取引先 I に 100 万円で売却しており、これは著しく低い額の対価による譲渡に該当する。この譲渡は、国税①の法定納期限（令和 5 年 8 月 31 日）の 1 年前の日（令和 4 年 8 月 31 日）以後、かつ、国税②の法定納期限（令和 7 年 8 月 31 日）の 1 年前の日（令和 6 年 8 月 31 日）以後に行われたものであり、この譲渡以降 Z 社に財産の取得が認められないことから、徴収不足はこの低額譲渡に基因すると認められる。

したがって、I は第二次納税義務を負う。I は滞納者の特殊関係者に該当しないから、その責任の範囲は、その処分により**受けた利益が現に存する限度**となり、その額は、現時点（納付通知書を発する時）の丙土地の価額 350 万円から、I が支払った対価 100 万円及び登録免許税等の取得費用 15 万円を控除した **235 万円**である。

4 結論

Y 税務署長は、Z 社の滞納国税 450 万円を徴収するため、**E に対してはその全額を、I に対しては 235 万円を限度として**、それぞれ第二次納税義務により徴収することができる。

■ 問 2 清算人等の第二次納税義務（徴収法 34 条）

【解答】

1 成立要件

法人が解散した場合において、その法人に課されるべき、又はその法人が納付すべき国税を納付しないで残余財産の分配又は引渡しをしたときにおいて、その法人に対し滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、清算人及び残余財産の分配又は引渡しを受けた者は、その滞納に係る国税につき第二次納税義務を負う。

この場合、清算人はその分配又は引渡しをした財産の価額の限度において、残余財産の分配又は引渡しを受けた者はその受けた財産の価額の限度において、それぞれ第二次納税義務を負う。

2 本問へのあてはめ

Z 社は令和 8 年 4 月 10 日付で解散し、清算人 G は、Z 社の滞納国税 200 万円を納付しないで、残余財産 50 万円を E に 20 万円、G に 15 万円、H に 15 万円分配している。

また、H に対する貸付金債権 10 万円の債権放棄は、Z 社の財産である当該債権を消滅させて H に同額の経済的利益を帰属させるものであり、実質的にみて**残余財産の引渡しと同一の効果を生じさせるもの**であるから、残余財産の分配又は引渡しに含まれる。

残余財産の分配後、Z 社には滞納処分を執行できる財産はないから、徴収不足の要件を満たす。

したがって、Y 税務署長は、E、G 及び H に対し、同条の第二次納税義務を追及することができ、その責任を負う範囲は次のとおりである。

(1) E（分配を受けた者）：受けた財産の価額 **20 万円** を限度とする。

(2) G：清算人として、分配又は引渡しをした財産の価額 **60 万円**（分配 50 万円＋債権放棄 10 万円）を限度とし、かつ、分配を受けた者として **15 万円** を限度とする。

(3) H（分配又は引渡しを受けた者）：受けた財産の価額 **25 万円**（分配 15 万円＋債権放棄による利益 10 万円）を限度とする。

なお、いずれの者についても、その責任の額は現時点の滞納額 200 万円の範囲内である。

■ 第一問の解説

問 1(1) 徴収職員の質問及び検査 ○

徴収法 141 条の基本理論であり、規定ベタ書きで対応できる出題です。①「滞納処分のため」「必要と認められる範囲内」という要件、②質問・検査の相手方 4 類型、③平成 31 年改正で加わった**帳簿書類の提示・提出の要求**、④身分証明書の携帯・提示（徴 147①）と犯罪捜査目的への利用禁止（徴 147②）、⑤罰則（徴 188）まで書ければ十分です。答案用紙が 16 行と広いため、相手方 4 類型を省略せず正確に列挙できたかどうかポイントになります。

問 1(2) 各種猶予・停止と差押解除の関係 ○

3 つの制度を「差押解除」という切り口で横断的に比較させる、近年の傾向どおりの複合理論です。結論の対比が明確に示しているかが採点の中心と考えられます。

制度	差押解除の性質	要件・特徴
納税の猶予（通 46）	解除 できる （任意的）	猶予を受けた者の「申請に基づき」行う（通 48②）
換価の猶予（徴 151・151 の 2）	猶予・解除 できる （任意的）	差押えにより「事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれ」がある財産につき、必要があると認めるとき
滞納処分の停止（徴 153）	解除 しなければならない （必要的）	「生活を著しく窮迫させるおそれ」（徴 153①二）による停止の場合（徴 153③）

なお、滞納処分の停止のうち必要的解除となるのは**生活窮迫（2 号事由）による停止の場合に限られる**点（1 号・3 号事由はそもそも差押財産の存在が想定されない）まで正確に触れられると、他の受験生と差をつけられます。

問 2(1) 法定納期限等の意義 ○

4 行という短い枠のため、「①優劣判定の基準時であること、②原則は法定納期限、③法定納期限後に確定した国税は確定の日（修正申告→提出日等）、④第三者の予測可能性の確保という趣旨」の 4 要素をコンパクトにまとめる要約力が問われました。

問 2(2) 優先劣後の事例 △ ※本問最大の差がつく問題

相続による納付義務の承継（通 5）を絡めた優先劣後の総合事例です。処理の流れは次のとおりです。

STEP	検討内容
------	------

1	単純承認による承継（通5）→ Aは②400万円の納付義務を承継。Aの固有財産（甲）・相続財産（乙）の双方が①②の共通の引当てになる
2	法定納期限等の確定 → ①は修正申告分ゆえ提出日 R6.9.12（徴15①）、②は期限内申告ゆえ法定納期限 R7.3.15
3	甲：C 抵当権（R5.8.1 設定）は①②のいずれの法定納期限等よりも前 → C 優先（徴16）。残200万円は差押先着手（徴12）により①が取得
4	乙：D 抵当権（R6.10.1 設定）は②の法定納期限等より前 → ②に優先（徴16）。①との関係は設定日の先後ではなく徴17で判定（下記参照）。残100万円は差押先着手により②が取得

★ 最大のヒッカケ：抵当権付財産の「譲受け」（徴17）

申告所得税①の法定納期限等（R6.9.12）だけを見ると、Dの抵当権設定（R6.10.1）より前であるため「①がDに優先する」と判断しがちです。しかし、Dの抵当権は**納税者Aではなく被相続人Bが設定したもの**であり、Aは抵当権付きの乙不動産を相続により取得しています。相続・合併等の包括承継は徴収法17条の「譲受け」に含まれる（徴基通17条関係）ため、①は設定時期にかかわらず**Dの被担保債権に次いで徴収**することになります。徴16（設定時期の比較）で処理するのは、納税者自身が設定した抵当権（②とDの関係）だけです。ここに気づけたかどうかで大きく差がつきます。

【配当イメージ】

財産	第1順位	第2順位	第3順位以下
甲不動産 500万円	抵当権 C 300万円（徴16）	申告所得税① 200万円 （徴12）	申告所得税② 0円
乙不動産 300万円	抵当権 D 200万円（徴16・17）	申告所得税② 100万円 （徴12）	申告所得税① 0円

■ 第二問の解説

問 1 徴収法 33 条・39 条 33 条部分：○ 39 条の限度額計算：△

「徴収方途及び徴収できる範囲」を「根拠を示して」説明させる問題です。設例の事実（合資会社・無限責任社員の構成、退社、低額譲渡）から、33 条と 39 条の **2 つの第二次納税義務を漏れなく拾えたか**がまず前提となります。個別の注意点は次のとおりです。

論点	ポイント
E（無限責任社員）	責任に金額の限度がない（無限責任）ことを明示する。国税①②の双方が対象
F（退社した社員）	社員に該当するか否かは 納付通知書を発する時の現況 で判定（徴基通 33 条関係）。退社済みの F には追及不可。会社法上の退社員の責任と混同しないこと
G・H（有限責任社員）	33 条の対象外であることに一言触れると丁寧（問 2 の 34 条への布石でもある）
39 条の期間要件	基準は「法定納期限」の 1 年前の日以後（法定納期限「等」ではない）。国税①＝R4.8.31 以後、国税②＝R6.8.31 以後 → R7.4.15 の譲渡は両税とも対象
I の責任限度額	I は特殊関係者でない → 「受けた利益が現に存する限度」 。現存する丙土地は納付通知時の現況（350 万円）で評価し、対価 100 万円と取得費用 15 万円を控除 → 350－100－15＝235 万円 。譲渡時の価額 300 万円で計算しない（値上がり益も現存利益に含まれる）点、取得費用の控除を忘れない点がヒッカケ

なお、問題文で「Y 税務署長が行う手続については解答する必要はない」と明示されているため、納付通知書等の手続に触れる必要はありません。時間配分上もこの指示に忠実に従うことが重要です。

問 2 徴収法 34 条（清算人等） △ 債権放棄の取扱い：×

34 条の成立要件（①解散、②国税を納付しないで残余財産の分配・引渡し、③徴収不足）と責任の限度（清算人＝分配・引渡しをした財産の価額、受けた者＝受けた財産の価額）を正確に示したうえで、E・G・H それぞれにあてはめます。G が**清算人と分配受領者の二重の地位**を有する点を書き分けられたかがひとつの分岐点です。

★ 債権放棄 10 万円の取扱い

H に対する貸付金債権の放棄は、Z 社の財産（債権）を消滅させて H に債務消滅という経済的利益を与えるものであり、実質的には残余財産 10 万円を H に引き渡したのと同視できます。本解答では、これを「残余財産の分配又は引渡し」に含めて、H の責任限度を 25 万円（15 万円+10 万円）、清算人 G の責任限度を 60 万円（50 万円+10 万円）としています。

もっとも、債権放棄を分配・引渡しに含めず、H の限度を 15 万円、G の清算人としての限度を 50 万円とする考え方（この場合、債権放棄の記述は「分配後に滞納処分できる財産がない」ことの説明と位置付ける）もあり得るところであり、**この部分の配点は限定的とみられます**。要件・あてはめ・各人の限度額の枠組みが正しく書けていれば十分に評価される答案になると考えられます。

■ 全体講評

第一問・第二問とも、素材となる条文自体は**徴収法の主要規定（141 条、猶予・停止、15～17 条、12 条、33 条・34 条・39 条、通則法 5 条）**であり、理論の正確な暗記と事例へのあてはめという国税徴収法の王道の出題でした。一方で、第一問問 2(2)の徴 17 条（相続による譲受け）、第二問問 1 の現存利益の計算、問 2 の債権放棄の取扱いなど、細部の理解を試す仕掛けが随所に置かれており、基本論点を落とさず確実に積み上げられたかどうかの結果を左右する試験といえます。

本資料の無断転載・複製を禁じます。記載内容は速報段階の見解であり、法令・通達の解釈については今後修正される可能性があります。



ライブお疲れさま会

のご案内

今年の税理士試験を受験された皆様のこれまでの努力を労いつつ、試験後に新たな一歩を一緒に考える生配信「お疲れさま会」をYouTube Liveにて下記の日程で生配信いたします。

配信中はチャットを通じたご相談も大歓迎です。気になることは相談しつつ、一緒に同じ科目に挑戦する予定の皆さんで集まって、来年度の試験に向けてスタートダッシュを切りましょう！



配信日時

簿記論・財務諸表論

8月11日 (火・祝)
11:00~

 桑原先生・中村先生・熊取谷先生
穂坂先生・福山先生・榊先生・佐藤先生

税法科目

8月11日 (火・祝)
14:00~

 桑原先生・山本先生・田中先生
榊先生・小出先生

※アーカイブ配信も行う予定です。

税理士WEB講座の特長



- ・ **オンラインでどこでも学習OK**
自宅にいながら実力派講師の講義が受けられます。
- ・ **後からでも、何度でも受講OK**
受講期間内は好きな時に繰り返し見直せます。
- ・ **スマホ・タブレットにダウンロードOK**
通信料を気にせず、外出先でも学習できます。

※WEB講座受講画面をイメージしたはめ込み画像です。
※WEB講座の内容・サービス等は予告なく変更となる場合がございます。
最新の情報はネットスクールホームページにてご確認ください。



ネットスクール公式YouTubeチャンネルにて生配信
<https://www.youtube.com/@netschoolcorp>

🔍 ネットスクール YouTube 🔍



分割払い金利無料キャンペーン実施中！ 2026/9/30 (水)正午まで

